龍ケ崎市公告第121号

龍ケ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年龍ケ崎市条例第4号)第6条の規定に基づき、龍ケ崎市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和6年9月30日

龍ケ崎市長 萩原 勇

1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1)職員数の推移(各年度4月1日現在)

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	職員数	443	436	433	429	433
内訳	地方公務員 定員管理調査	443	435	431	428	431
訳	一部事務組合 への派遣	0	1	2	1	2

(注) 職員数は市長・副市長および教育長を除く一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員は含まれていません。「地方公務員定員管理調査」の職員数に派遣職員数を加えたものです。

参考:障がい者雇用率の推移(各年度6月1日現在)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
龍ケ崎市	2.66%	2.62%	2.44%	3.17%	2.91%
法定雇用率	2.50%	2.60%	2.60%	2.60%	2.80%

(注) 法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって雇用しなければならない障害者の割合

(2)職員採用の状況(令和5年度途中及び令和6年度)

令和5年度途中の新規採用者は3人、令和6年4月1日付け新規採用者等は22人(任期付職員3人を含む)です。

〈採用試験の状況〉

(単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
一般事務(大卒)	92	76	9
一般事務 (高卒)	8	8	2
一般事務(障がい者)	4	4	0
一般事務(特別選抜)	3	3	2
一般事務(民間企業等経験者)	20	18	4
保健師	3	3	1
保育士	6	6	1
土木	5	5	1

(3)事由別退職の状況(令和5年度)

任期の定めの無い職員の事由別退職の状況

(単位:人)

定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	合計
0	2	13	0	15

令和 5 年度の退職者は全体で 21 人 (任期の定めの無い職員 15 人、再任用職員 5 人、県職員派遣受入終了 1 人) です。

(4) 部門別職員数(令和5年、令和6年)

(単位:人)

区分		職員数(各	年4月1日)	対前年	主な増減理由
		令和5年	令和6年	増減数	土な境例连田
	議会	5	6	1	業務充実
	総務	125	129	4	業務充実
	税務	24	25	1	業務充実
一般	民生	80	82	2	業務充実
行	衛生	35	37	2	業務充実
政	労働	1	1	0	
部 門	農林水産	14	12	^ 2	業務改善
13	商工	9	9	0	
	土木	45	44	1	業務改善
	小計	338	345	7	
特別行 政部門	教育	54	51	A 3	業務改善
公営企	下水道	7	7	0	
業等会	その他	29	28	1	業務改善
計部門	小計	36	35	1	
	計	428	431	3	
	事務組合 派遣職員	1	2	1	
総合計		429	433	4	

(5)人員管理計画の概要

第6次人員管理計画(平成26年度~令和元年度)では、職員数450人程度を目標とし、概ね計画通りの採用人数を確保できました。次期人員管理計画は、世代構成の平準化を図るため、毎年一定の職員採用を継続しつつ、定年年齢の引き上げに関する地方公務員法改正の影響についても検討していきます。

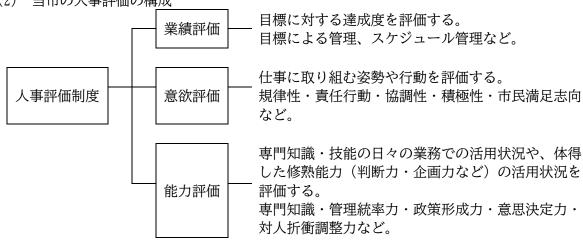
2 職員の人事評価の状況

平成18年度から管理職を対象に人事評価制度を試行的に導入し、平成19年度からは全職員を対象に行っています。また、令和5年度から多面評価(部下から上司への評価)を試行的に実施運用します。

(1) 人事評価の目的

- ① 人材の育成・組織の活性化
- ② 公正な処遇
- ③ 適材適所の人事配置

(2) 当市の人事評価の構成



(3) 評価段階(尺度)について

日々の仕事ぶりについて、評価項目別に 5 (特に優れている) ~1 (特に劣っている) の 5 段階で評価し、「指導記録シート」に記録を行います。年度末には、評価を項目別に点数化して合計し、最終的にS (90 点以上) ~D (25 点未満) の 5 段階で総合的に判定します。

(4) 評価結果について

評価結果について全ての職員が納得できるよう、中間面談、育成面談や職場でのコミュニケーションを通じて十分な説明を行い、市の定める着眼点やルールに基づき絶対評価を行うなど、公平性・透明性・納得性の高い人事評価制度作りに努めています。

また、評価結果について疑問のある職員は、評価者(直属の課長など)に対して十分な説明を求めることができ、人事課に対して申し出ることもできます。

評価結果については、昇給や勤勉手当の処遇に反映し、その他、人材育成・能力開発や人 事異動などに活用します。

平成23年6月から、前年度の評価結果を勤勉手当の成績率に、また、平成28年4月から 昇給に反映させています。

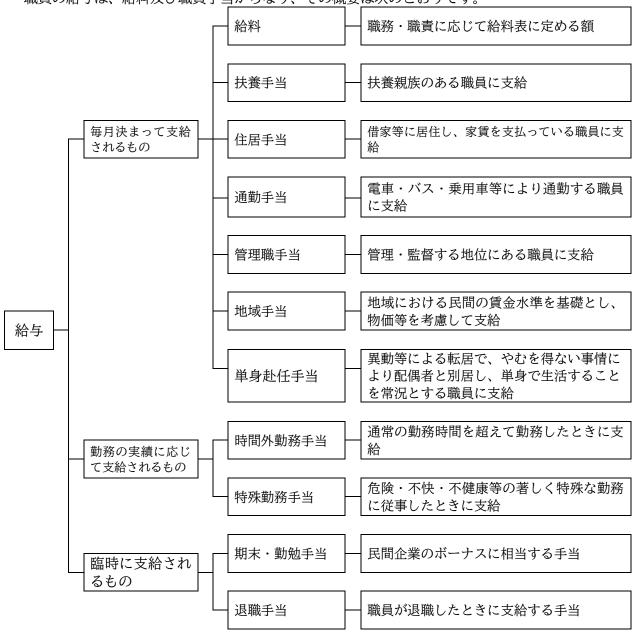
令和5年度人事評価結果

区分	S 特に優秀	A 優秀	B 良好	C 良好でない	D 特に良好でない	計
職員数	0人	65 人	336 人	0人	0人	401人
構成比	0%	16.2%	83.8%	0%	0%	100%

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与の内容

職員の給与は、給料及び職員手当からなり、その概要は次のとおりです。



(2) 人件費の状況

令和5年度普通会計(決算額)に占める人件費の状況

(単位:千円)

住民基本 台帳人口 R6.3.31	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	令和 4 年度 人件費比率
75,453 人	29, 637, 205	1,276,809	4, 267, 880	14.4%	14.2%

- (注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。
 - 2 普通会計とは、下水道事業や介護保険事業などの独立採算制を原則とする会計以 外の会計をいいます。
 - 3 実質収支とは、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき財源を控除した 額をいいます。
 - 4 これらの数値は、令和5年度地方財政状況調査によるもので、人件費には、臨時職員や非常勤職員の分も含まれます。

(3)職員給与費の状況

令和5年度普通会計(決算額)での給与費の状況

(単位:千円)

職員数	給与費				1人当たりの
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	給料	職員手当	期末・勤勉	計	給与費
Λ	がロケキ		新 手当 手当		B/A
390	1,536,867	424,612	681,645	2,643,133	6,777

(注) 職員数は一般行政職及び技能労務職員等の総数で、給与費とは人件費のうち職員に 支給される給料と職員手当(退職手当を除く。)をいいます。

(4) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

区分	龍ケ崎市	類似団体 (一般市Ⅱ-3)	茨城県	全国市平均
平成 30 年度	97.2	98.6	101.0	99.1
令和5年度	97.9	98.3	100.1	98.6

- (注) 類似団体とは、人口規模や産業構造が龍ケ崎市と似ている団体であり、そのラスパイレス指数を単純平均したものです。
- (5) 職員の平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)
 - ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(単位:円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.30 歳	327,900	424, 537
技能労務職	56.30 歳	298,800	343,756

(注) 「平均給料月額」とは令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均で、「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当や時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

② 職員の初任給の状況

(単位:円)

				(1-22
区分		龍ケ崎市	国	
	カルタニコケ五色	大学卒	202, 400	196, 200
	一般行政職	高校卒	170, 900	166,600
	技能労務職	高校卒	169,000	-

なお、経験年数・学歴別(一般行政職・大学卒)の職員の平均給料月額および国との比較は下記のとおりです(令和5年4月1日現在)。

(単位:円)

経験年数階層	龍ケ崎市	国
3年以上5年未満	211,710	217, 406
10 年以上 15 年未満	269, 947	293, 083
25 年以上 30 年未満	388, 189	396,619

- (注)1 一般行政職・大学卒職員の平均給料月額で経験年数は一部抜粋したものです。
 - 2 国の情報については、人事院HPより抜粋したものです。

(6) 一般行政職の等級及び職制上の段階ごとの状況(令和6年4月1日現在)

△	等級別基準職務表に規	合		内訳	, 1 H / H	職制上の段階		
等級	定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補又は技師補の 職務 2 主事又は技師の職務	63	15.4	主事補	2 61	152	37.2	係員級
2級	副主幹の職務	37	9.1	副主幹	37			級
3級	主幹の職務	52	12.7	主幹	52			
4級	1 副主査の職務 2 係長の職務 3 主査の職務	106	26.0	副主査 係長 主査	23 49 34	106	26.0	級長
5級	1課長補佐の職務 2副参事の職務	95	23.3	所長補佐 事務局長補佐 所長 出張所長 館長 課長補佐 副参事	1 2 2 1 1 69 19	95	23.3	課長補佐級
6級	1課長の職務 2参事の職務 3会計管理者の職務 4危機管理監の職務	45	11.0%	局長 所長 園長 課長 参事 会計管理者 危機管理監 次長	2 1 29 3 1 1 7	45	11.0	課長級
7級	1特に重要な業務を分 する参事の職務 2議会事務局長の職務 3部長及び市長公室長 の職務	10	2.5%	参事 議会事務局長 部長	2 1 7	10	2.5%	部長級
1	計	408	100.0					

(7) 職員の手当の状況

① 期末手当·勤勉手当(令和5年度)

区分	支給年額等
1 人当たりの 平均支給年額	1,726,058円
支給割合	期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分
加算措置の状況(職制上の段階、 職務の級等による加算措置)	役職加算 5~15%

② 特殊勤務手当

9 137/12030 3 3	
区分	支給額等
支給実績(令和5年度決算)	269,700円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	3,799 円
職員全体に占める手当支給対象職員の割合(令和5年度)	16.67%

○ 特殊勤務手当の種類(令和6年4月1日現在)

手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	左記職員に 対する支給 単 価
感染症防疫作業手当	健康増進課職、 医療対策課職員	感染症の防疫作業に従 事したとき	日額 300 円
社会福祉業務手当	福祉総務課、障 がい福祉課、保 護課、こども家 庭課、健康増進 課職員	各法令に基づく諸調 査・指導等の業務に従 事したとき	日額 300 円
動物死体処理作業手当	環境対策課、商 工観光課、農業 政策課職員	動物の死体処理作業に 従事したとき	日額 300 円
行旅死亡人等取扱い業務	福祉総務課、障 がい福祉課、保	行旅病人の救護作業に 従事したとき	日額 600 円
手当	護課職員	行旅死亡人、変死人の 収容作業に従事したと き	日額 3,000円
災害応急作業当手当	防災安全課、災 害対応事務従事 職員	激甚災害指定地域等に おいて災害応急作業等 に従事したとき	日額 710 円~ 1,680 円

③ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人当たりの 平均支給年額
令和 4 年度決算	87,650 千円	305,399 円
令和5年度決算	84,623 千円	305,498円

④ 退職手当(令和6年4月1日現在)

職員が退職したときに支給される退職手当は、県内の全市町村で組織している茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例の規定に基づき、退職事由別に、退職する職員の勤続年数に応じた支給月数により支給されます。

区分	龍ケ崎市			国
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	47.709月分	47.709月分
その他の	定年前早期退職	特例措置	定年前早期退職	機物措置
加算措置	2%~20%加算		2%~45%加算	
1人当たりの	普通	5,010 千円		
平均支給額	勧奨	21,637 千円		
(令和5年度)	定年扱い	18,455 千円		

⑤ その他の手当

	内容及び支給単価(令和	6年4月1日現在)	令和 5	5 年度決算
手当名	龍ケ崎市	国	支給実績(千円)	支給職員 1 人 当たりの平 均支給年額 (円)
扶養 手当	配偶者 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 父母等 月額 6,500 円 16 歳から 22 歳までの子 1 人に つき 5,000 円加算等	同左	46, 154	266, 784
地域 手当	5級地(給料の10%)	勤務地に応じて 0~20%	178, 185	416,321
住居手当	借家の場合 家賃 16,000 円を超える場合 に限り、家賃の額に応じて月 額 28,000 円を限度に支給	借家の場合 同左	19, 452	286, 058
通勤手当	交通機関利用の場合 月額最高 55,000 円 自動車等使用の場合 片道 2km以上で使用距離に 応じて支給 距離による加算	交通機関利用の場合 月額最高 55,000円 自動車等使用の場合 片道 2km以上で使用 距離に応じて支給	29, 667	83, 100
管理職 手当	管理・監督する地位にある職員に支給 部長: (月額) 90,000円 課長: (月額) 64,000円 課長補佐: (月額) 40,000円 など	管理・監督する地位にあ る職員に支給 10級一種 (月額) 133,600円 8級一種 (月額) 99,800円 6級三種 (月額) 56,200円 など	74, 357	492, 429
単身 赴任 手当	異動等による転居で、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 26,000円 (距離に応じて 6,000円から 58,000円加算)	同左	0	0

(8) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

特別職の報酬(給料)額については、「龍ケ崎市特別職報酬等審議会」の答申を受け、議会の議決を経て決定されます。

区	分	給料月額等		
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市長	927,000円	1,061,000 円 / 593,400 円	
不口不干	副市長	746,000 円	885,000 円 / 547,600 円	
	教育長	685,000円		
	議長	469,000円	737,000 円 / 372,000 円	
報酬	副議長	423,000 円	653,000 円 / 294,000 円	
	議員	398,000円	591,000 円 / 266,000 円	
	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長	3.35 月分	\	
期末	教育長			
手当	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長	3.35 月分	(
	議員			
		(算定方式	(支給時期)	
退職	市長	給料月額×22.0(1:	期 4 年間) 在任期間毎	
手当	副市長	給料月額×12.4(1		
	教育長	給料月額×7.2 (1	期 3 年間) 在任期間毎	

(注) 1 類似団体の最高/最低額については、令和5年4月1日現在の額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	勤務時間の割り振り		休憩時間
1 週間につき 38 時間 45 分	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで		正午から 午後1時まで
週休日(勤務時間を割 り振られていない日)		休日(特に命令がない 限り勤務を要しない日)	
日曜日及び土曜日			こ関する法律」に定める休日 台(12/29~1/3)

(注) 部署によっては、この限りではありません。

(2) 休暇制度(主なもの)

①有給の休暇等

休暇等名	説明
年次有給休暇	一年度につき最高 20 日付与され、残日数は翌年に 20 日まで繰越すことが できる。
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事のため、また心身の健康維持・増進を図るため、 原則として7月1日から9月30日までの期間内に6日の範囲内の期間。
ボランティア 休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合で一年度において5日の範囲内の期間。
忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内の期間。
看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子の看護(病気、けが、予防接種又は健康診断を受けさせること。)のために、一年度において 5 日(中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間。
短期介護休暇	要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うために、一年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間。
療養休暇	傷病や疾病のために、療養する必要がある場合で、90 日以内で必要と認め られる期間。
結婚休暇	結婚日から1年以内の6日を超えない範囲内で必要と認められる期間。
妻の出産休暇	妻の出産に伴う入退院等の付き添い、出生の届出を行う場合に、男性職員 に与えられる2日の範囲内の休暇。

②無給の休暇等

休暇等名	説明
介護休暇	配偶者・父・母・子等の負傷・疾病・老齢などで日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために、6か月以内で必要な期間。

③その他 (勤務時間の変更)

休暇等名	説明
育児短時間	小学校入学前の子を養育するため、1週間あたりの勤務時間を15時間30分、19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分とする制度
勤務	(給料は勤務時間に応じて支給)。

5 休業に関する状況

(1) 休業制度

休暇等名	説明
育児休業	子を養育する職員に対して、その子が3歳に達するまでの必要な期間。
部分休業	子を養育する職員に対して、その子が小学校就学に達するまでの必要な期間で、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間以内。
修学部分休業	大学等課程の履修のために、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を 超えない範囲内で5分単位。
高齢者部分休業	1 週間の通常の勤務時間の勤務を定年まで継続することを希望しない職員 に対して、1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で 5 分単位。
自己啓発等休業	大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、2 年(国際貢献活動については3年)の範囲内の期間。
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と共に外国に滞在する必要のある職員に対して、3年の範囲内の期間。

(2) 育児休業及び部分休業の取得者数(令和5年度)

(単位 : 人)

		(十四・パ)
区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	3	0
女性職員	4	7
合計	7	7

6 分限処分及び懲戒処分の状況(令和5年度)

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が一定の理由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合 に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(単位:人)

区分	降給	降任	休職	免職	計
勤務実績が良くない	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	7	0	7
職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少に より、廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
計	0	0	7	0	7

(注) 免職:公務能率維持の観点から、職員の意に反してその身分を失わせる処分

休職:職を保有させたまま、一定の期間職務に従事させない処分

降任:現に有する職務の職を下位のものに任命する処分

降給:現に決定されている給料の額より低い額に決定する処分

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として科す処分をいいます。

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反(秘密漏洩、秩序紊乱等)	0	0	0	0	0
一般非行(傷害・暴行等)	0	0	0	0	0
事務に関する不正(収賄、横領等)	0	0	0	0	0
道路交通法違反(飲酒運転等)	0	0	0	0	0
管理・監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(注) 免職:職員としてその身分を失わせる処分

停職:一定期間職務に従事させない処分

減給:給与の一定割合を一定期間減額して支給する処分

戒告:服務規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分

7 服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(令和5年度 勤務条件調査より)

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	取得率
A	В	С	C/A	C/B
311人	11,893.7 日	3,829.5 日	12.3 日	32.2%

(注) 対象職員数には、令和5年度中に育児休業、長期の療養休暇、休職、派遣等の特殊事情のある職員を除きます。

(2) 夏季休暇の取得状況(令和5年度)

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	取得率
A	В	С	C/A	C/B
419 人	2,514 日	2,334 日	5.6 日	92.8%

(注) 対象職員数には、期間中 (7/1~9/30) に育児休業、長期の療養休暇、 休職、派遣等の特殊事情のある職員を除きます。

8 退職管理の状況

地方公務員法の規定に基づき、市の職員として働いていた者が離職後に営利企業などに再就職した場合、現職職員への契約事務等の要求や依頼(働きかけ)が禁止されています。

当市でも「職員の退職管理に関する条例」を制定し、平成28年度から届出による管理を行っています。

〈届出内容〉届出者0人

退職年度	離職時の役職	再就職先	再就職先の地位
_	_	_	

9 研修の状況(令和5年度実績)

区分	研修名等	受講延べ人数
階層別研修	新任職員研修、新任係長~部長研修など	105 人
専門研修	ビジネスマナー研修、安全運転研修など	55 人
特別研修	人事評価制度研修、チームビルディング研修など	560 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

職員は、茨城県内の市町村職員で組織する茨城県市町村職員共済組合に加入しています。 共済組合とは、相互扶助の精神によって、組合員とその家族(被扶養者)の生活の安定及 び福祉の向上を目指す組織です。

共済組合は社会保険制度の一翼を担っており、主に次の3つの事業を行っています。

事業名	内容		
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家 族に医療などの必要な給付を行う事業		
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付する事業		
福祉事業	健康保持増進事業 (健康診査など) や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどの事業		

(2) 公務災害の補償制度(令和5年度)

職員が公務上又は通勤途上に災害にあった場合、地方公務員災害補償法に基づいて補償 されます。その認定状況は次のとおりです。

(単位:人)

公務災害	通勤災害	計
6	0	6

(3) 健康診断実施状況(令和5年度)

事業名	実施内容	受診者数等 (人)
	人間ドック	233
	胃がん検診	51
	生活習慣病健診	200
	肺がん・結核(X線)検診	200
 各種健康診断	肺がん(喀たん)検診	19
台性使尿砂質 	大腸がん検診	43
	子宮がん検診	30
	乳がん検診	44
	前立腺がん検診	25
	骨粗しょう症検診	7
メンタルヘルス	健康相談機関事業の案内	随時
職場巡回	産業医、衛生管理者による職場巡回	55 回

11 苦情処理、措置要求及び不服申立ての状況について

(1) 苦情処理制度の概要と状況(令和5年度)

職員は規則に基づき、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会にすることができます。その状況は次のとおりです。

(単位:件)

			(11=4-117
区分	勤務条件	人事管理	計
苦情の申出	0	0	0
苦情の相談	0	0	0
計	0	0	0

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は規則に基づき、勤務条件に関して公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう 要求することができます。その状況は次のとおりです。

(単位:件数)

	令和 5 年度 当初係属件数	新規 申立 件数	処理件数							
			却下 (不受理 を含む)	取下げ	打切り	判定				令和 5 年度末
						全部容認 処分取消	一部容認 処分修正	全部容認 処分承認	計	係属件数
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不利益処分に関する審査請求の概要と状況

職員は規則に基づき、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求をすることができます。その状況は次のとおりです。

(単位:件数)

	令和 5 年度	新規	処理件数							
			±п- ⊤			判定				令和 5 年度末
当初係属件数	申立 件数	却下 (不受理 を含む)		打切り	全部容認処分取消	一部容認 処分修正	全部容認処分承認	計	係属件数	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0